

法令適用事前確認手続（照会書）

平成 22 年 10 月 8 日

観光庁観光産業課長殿

照会者氏名：佐藤行政書士事務所

行政書士 佐藤 英明

所在地：東京都品川区大崎 5 丁目 9 番 3 号

ラフィネ大崎 102



下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容並びに照会者名が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

旅行業法第 3 条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

①海外に在るオプションツアー（ここでは、オプションツアーとは予めパッケージにされた旅行等において、その自由時間等を利用して、別料金を支払って任意に参加する小旅行のことをいう。以下、本書において同じ）を販売する特定の旅行会社等（以下、オプションツアー会社）から受託して、オプションツアー会社が取り扱うオプションツアー商品について、旅行者等からの問い合わせに応じる行為。なお、問い合わせをした旅行者等から、問い合わせ手数料、事務取扱料、相談料等、名目の如何にかかわらず、一切の報酬を得ようとするものではない。

②①の問い合わせの結果、問い合わせをした旅行者等が、具体的なオプションツアー商品に関して申込の意思表示をしようとした場合に、当該旅行者等が希望したときには、その申込を代行すること。具体的には、申込の意思表示をしようとした旅行者等から、その氏名、連絡先及び申込をしようとする商品に関する情報の提供を受け、これをオプションツアー会社に伝達する行為。なお、契約締結に際しては、オプションツアー会社が、自らこれを行うものであり、申込に対する承諾及び料金の決済等の契約締結行為をオプションツアー会社に代わって行うものではない。また、申込の意思表示をしようとした旅行者等から、問い合わせ手数料、事務取扱料、相談料等、名目の如何

にかかわらず、一切の報酬を得ようとするものではなく、オプションツアー会社から、情報料、紹介料等、名目の如何にかかわらず、個別の情報伝達作業に対して、一切の報酬を得ようとするものでもない。

③オプションツアー会社から受託して、現地の観光情報・イベント情報等について、旅行者等からの問い合わせに応じる行為。ここでは、①と異なり、オプションツアー会社を取り扱うオプションツアー商品についての問い合わせに応じることはないが、ウェブサイト上や問い合わせ電話窓口等（以下、ウェブサイト等）にて、特定のオプションツアー会社によって、当該ウェブサイト等が運営されていることを告知する。なお、問い合わせをした旅行者等から、問い合わせ手数料、事務取扱料、相談料等、名目の如何にかかわらず、一切の報酬を得ようとするものではない。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

前項記載①②③のいずれの行為も、「旅行業」に該当するものではなく、旅行業法第3条に定める登録を受けることを要しないと考える。

(根拠)

①について

旅行業法に定める旅行業は、旅行業法第2条第1項各号に定められているところ、かかる行為は、旅行に関する相談に応じようとするものではなく（同9号参照）、単に、特定の旅行会社等が販売する商品の問い合わせに回答するに過ぎないのであるから、同条項の各号に掲げる行為のいずれにも該当するものではない。また、問い合わせをした旅行者等から報酬を得るものではないので、そもそも「旅行業」に該当しない。

②について

旅行業法に定める旅行業は、旅行業法第2条第1項各号に定められているところ、かかる行為は、単に、申込の意思表示をしようとした旅行者等の氏名等の情報をオプションツアー会社に伝達するだけに過ぎないものであるから、同条項の各号に掲げる行為のいずれにも該当するものではない。また、申込の意思表示をしようとした旅行者等から、あるいはオプションツアー会社から、個別の情報伝達作業に対して、報酬を得るものではないので、そもそも「旅行業」に該当しない。

③について

旅行業法に定める旅行業は、旅行業法第2条第1項各号に定められているところ、かかる行為は、旅行に関する相談に応じようとするものではなく（同9号参照）、単に、一般的な現地の観光やイベント情報を提供しようとするものに過ぎないのであるから、同

条項の各号に掲げる行為のいずれにも該当するものではない。また、問い合わせをした旅行者等から報酬を得るものではないので、そもそも「旅行業」に該当しない。

4. 連絡先及び連絡方法

(連絡先)

〒141-0032

東京都品川区大崎5丁目9番3号 ラフィネ大崎 102

佐藤行政書士事務所

行政書士 佐藤 英明

TEL.03-5719-6188 FAX.03-5719-6189

E-MAIL hideaki-s@shatow.com

(連絡方法)

上記当職宛の電子メールによる回答のほか、書面による正式な回答をお送りください。

以上